

令和 5 年第 2 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市税条例の一部改正について	P 4
2	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正について	P 4
3	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 5
4	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 5
5	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 5
6	さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について	P 6
7	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算(第 4 号)	P 6
8	権利の放棄について	P 8
9	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	P 8
10	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について	P 9
11	さくら市教育委員会教育長の任命同意について	P 9
12	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P10
13	さくら市農業委員会委員の任命同意について	P10
14	令和 4 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P11
15	令和 4 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P11
16	令和 4 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P12
14	人権擁護委員候補者の推薦について	P12
15	議案説明資料 参照法令等	P13

番号	項 目 名	ページ
16	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P17
17	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P26
18	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P28
19	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P31
20	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P32
21	栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約案新旧対照条文	P34

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 6 件、予算 1 件、任命同意 21 件及びその他の議案等 7 件であります。

議案第 1 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う通知・徴収方法の規定及び軽自動車税の種別割の車両区分の規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国民健康保険税及び介護保険料の減免の特例措置の対象となる納期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等に対し、安全計画の策定、自動車を運行する場合における利用乳幼児の所在の確認等を義務付けるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設等の管理者の子どもに対する懲戒に係る規定を削除するものであります。

議案第 5 号は、さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定、自動車を運行する場合における利用者の所在の確認等を義務付けるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止についてであります。

本案は、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における分類が五類感染症に移行した等の社会情勢の推移を受け、行政課題の需要が低下したため、廃止を行うものであります。

議案第7号は、令和5年度さくら市一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から2,770万7千円を減額し、予算の総額を212億5,062万9千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15款国庫支出金で、子ども・子育て支

援整備交付金1,255万5千円を追加、公園施設長寿命化対策支援事業費2,800万円を減額、16款県支出金で、子ども・子育て支援整備交付金313万8千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2款総務費で、公有財産管理運用事業費375万1千円、個人番号カード交付事務費168万3千円、3款民生費で、施設型給付・地域型給付等事業費477万6千円、放課後児童クラブ施設整備事業費1,950万円、あおぞら保育園管理運営事業費198万8千円、たいよう保育園管理運営事業費51万1千円、わくわく保育園管理運営事業費37万1千円を追加、7款土木費で、公園施設長寿命化対策事業費6,600万円を減額、9款教育費で、市民体育祭開催事業費181万7千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第2表債務負担行為の補正は、都市公園施設更新工事を追加するものであります。

第3表地方債の補正は、保育施設整備事業費及び都市公園施設整備事業費の限度額を変更するものであります。

議案第 8 号は、権利の放棄についてであります。

本案は、市営住宅使用料及び駐車場使用料滞納者が破産法第 253 条第 1 項に基づく免責決定が確定したことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 号は、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案は、令和 5 年 9 月 30 日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 10 号は、佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分についてであります。

本案は、令和 5 年 9 月 30 日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 11 号は、さくら市教育委員会教育長の任命同意についてであります。

本案は、現教育長の橋本啓二はしもとけいじ氏の任期が令和 5 年 6 月 30 日をもって満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 12 号は、さくら市教育委員会委員の任命同意について
であります。

本案は、現委員の稲澤幸枝^{いなざわゆきえ}氏の任期が令和 5 年 6 月 25 日をも
って満了となるため、新たに稲見純子^{いなみじゅんこ}氏を任命することについ
て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の
規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 13 号から議案 31 号は、さくら市農業委員会委員の任
命同意についてであります。

このたび現委員の任期が令和 5 年 7 月 19 日をもって満了とな
ることから、さくら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推
進委員の定数に関する条例で定めのある定数に当たる 19 名を
さくら市農業委員会の委員に任命するものです。

議案第 13 号は、石塚良男^{いしつかよしお}氏、議案第 14 号は、大谷伸二^{おおたにしんじ}氏、
議案第 15 号は、小川圭一^{おがわけいち}氏、議案第 16 号は、片岡純雄^{かたおかすみお}氏、議
案第 17 号は、神山智子^{かみやまともこ}氏、議案第 18 号は、軽部喜一^{かるべきいち}氏、議案
第 19 号は、軽部俊典^{かるべとしのり}氏、議案第 20 号は、小菅和彦^{こすげかずひこ}氏、議案第
21 号は、小林薫^{こばやしかおる}氏、議案第 22 号は、小林義和^{こばやしよしかず}氏、議案第 23

号は、小堀^{こぼり}義明^{よしあき}氏、議案第 24 号は、関^{せき}誠^{まこと}氏、議案第 25 号は、
高木^{たかぎ}るみ子^こ氏、議案第 26 号は、田崎^{たさき}次男^{つぎお}氏、議案第 27 号は、
手塚^{てつか}栄一^{えいち}氏、議案第 28 号は、手塚^{てつか}智枝子^{ちえこ}氏、議案第 29 号は、
手塚^{てつか}裕一^{ゆういち}氏、議案第 30 号は、七久保^{ななくぼ}勉^{つとむ}氏、議案第 31 号は、古^{ふる}
澤^{さわ}一郎^{いちろう}氏、以上 19 名をさくら市農業委員会の委員に任命したい
ので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議
会の同意を求めるものであります。

報告第 1 号は、令和 4 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越
計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、子ども子
育て支援推進事業ほか 15 件の繰越明許費繰越計算書を報告す
るものであります。

報告第 2 号は、令和 4 年度さくら市水道事業会計予算繰越計
算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、上水道改良事

業費の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 3 号は、令和 4 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、喜連川処理区築造工事第 2 工区及び氏家水処理センター 1 系 1 号エアレーター整備の繰越計算書を報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員の和田貞夫わださだお氏が令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、新たに大山純子おおやまじゅんこ氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(9) 略

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(11)～(14) 略

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 略

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（脱退による組織、事務及び規約の変更の特例）

第 286 条の 2 前条第 1 項本文の規定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の 2 年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができる。

- 2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時まで、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第 287 条第 1 項第 1 号」とあるのは、「第 287 条第 1 項第 1 号、第 2 号」とする。

3・4 略

(財産処分)

第 289 条 第 286 条、第 286 条の 2 又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条 (第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合 (同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。)) を含む。) 及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) (抄)

(免責許可の決定の効力等)

第 253 条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- (1) 租税等の請求権 (共助対象外国租税の請求権を除く。)
- (2) 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- (3) 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権 (前号に掲げる請求権を除く。)
- (4) 次に掲げる義務に係る請求権
 - イ 民法第 752 条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - ロ 民法第 760 条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - ハ 民法第 766 条 (同法第 749 条、第 771 条及び第 788 条において準用する場合を含む。) の規定による子の監護に関する義務
 - ニ 民法第 877 条から第 880 条までの規定による扶養の義務
 - ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であつて、契約に基づくもの
- (5) 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権
- (6) 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権 (当該破産者について破産手続開始の決定があつたことを知っていた者の有する請求権を除く。)
- (7) 罰金等の請求権

◎ **地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）**

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3・4 略

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

◎ **農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）（抄）**

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～7 略

◎ **地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）**

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ **人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）**

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

○ **地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）**

（繰越明許費）

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（1/9）

改 正 案	現 行
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付すべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____</p> <p>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（2/9）

改 正 案	現 行
<p>載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の方法等）</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により</u>徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課</p>	<p>載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の方法）</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて</u>徴収する。</p> <p>2 略</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（3/9）

改 正 案	現 行
<p><u>し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>徴収する場合</u>にあつては特別徴収の方法により<u>徴収されないことになった金額に相当する税額</u>）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>徴収する場合</u>にあつては特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなった日以後に到来する納期</u>）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により<u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。</u>）の合算額を特別徴収の方法により<u>徴収する。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には<u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により</u>特別徴収の方法により<u>徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により</p>	<p>（個人の市民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び</u><u>_____</u> 県民税額の合算額 _____（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 _____ の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（4/9）

改 正 案	現 行
<p>__徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により <u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により</u> __徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により __徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により __徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により <u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。</u>）を通じて、当該異動により __従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により __徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により __徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により __徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収</p>	<p><u>て</u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によ<u>って</u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によ<u>って</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によ<u>って</u>徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によ<u>って</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によ<u>って</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によ<u>って</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によ<u>って</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によ<u>って</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によ<u>って</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（5/9）

改 正 案	現 行
<p>の方法により<u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により<u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></u></p> <p>6 特別徴収の方法により<u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により<u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により<u>徴収する。</u></u></u></p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなった場合には</u> _____、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には</u> _____ それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には _____ <u>直ちに、普通徴収の方法により<u>徴収するものと</u></u></p>	<p>の方法によって<u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>6 特別徴収の方法によって<u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって<u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</u></u></p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって<u>徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては</u> それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては<u>直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものと</u></p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（6/9）

改 正 案	現 行
<p>する。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の</p>	<p>する。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</u> _____。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 _____</p> <p>_____ の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（7/9）

改 正 案	現 行
<p>属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>—</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には—そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には—直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に</p>	<p>属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（8/9）

改 正 案	現 行
<p>係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動付自転車を除く。</u>）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <p>_____ 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に<u>充当する</u>。</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ 略 エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</u> _____を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（9/9）

改 正 案	現 行
<p>第10条の2 略 2～26 略</p> <p><u>27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 略 2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>第10条の2 略 2～26 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2 略 2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 略 2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）（第2条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例）</p> <p>19 <u>令和4年度分の保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期限</u> <u>が到来する次の各号のいずれかに該当する者</u> <u>に対する保険料</u> <u>の減免については、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>20 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例）</p> <p>19 <u>令和2年2月1日から令和5年3月31日</u> <u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号のいずれかに該当する者</u> <u>に対する保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）の減免については、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>20 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 22 号) (1/3)

改 正 案	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 2 条 家庭的保育事業者等 (家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。)(居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、<u>第 3 条の 3 第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 項において同じ。)</u>は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児 (満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。)に対する保育が適正かつ確実に行われ、<u>及び</u> <u>家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) 第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)</u>又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所 (<u>子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。)</u>、<u>幼稚園 (同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)</u>又は<u>認定こども園 (同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)</u> (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法<u>_____</u> <u>_____</u>第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設 (法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)</p> <p>(2) 略</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第 2 条 家庭的保育事業者等 (家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。)(居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項<u>_____</u>、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項から第 3 項まで<u>_____</u>において同じ。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児 (満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。)に対する保育が適正かつ確実に行われ、<u>及び</u> <u>家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) 第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)</u>又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所<u>_____</u> <u>_____</u>、<u>幼稚園_____</u> <u>_____</u>又は<u>認定こども園_____</u> <u>_____</u> (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法 (<u>平成 24 年法律第 65 号</u>) 第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設 (法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)</p> <p>(2) 略</p>

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）(2/3)

改 正 案	現 行
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第3条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第3条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと</p>	

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 22 号) (3/3)

改 正 案	現 行
<p><u>認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <hr/> <hr/> <p>第 9 条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>必要に応じ</u>、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第 9 条 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <hr/> <p>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>第 25 条 削除</p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第 25 条 特定教育・保育施設 (幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し、当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></u></p>

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第24号）（1/2）

改 正 案	現 行
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第2条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第2条の3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第2条 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第8条 略</p>

栃木県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○栃木県市町村総合事務組合格約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）（1/1）

改 正 案	現 行																
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u></p> <p>— 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">共同処理する組織市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第4条第3号に掲げる事務</td> <td> 栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	略	略	第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合	略	略	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同処理する事務</th> <th style="text-align: center;">共同処理する組織市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第4条第3号に掲げる事務</td> <td> 栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	略	略	第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合	略	略
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等																
略	略																
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合																
略	略																
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等																
略	略																
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合																
略	略																